

『男女共同参画推進月間』

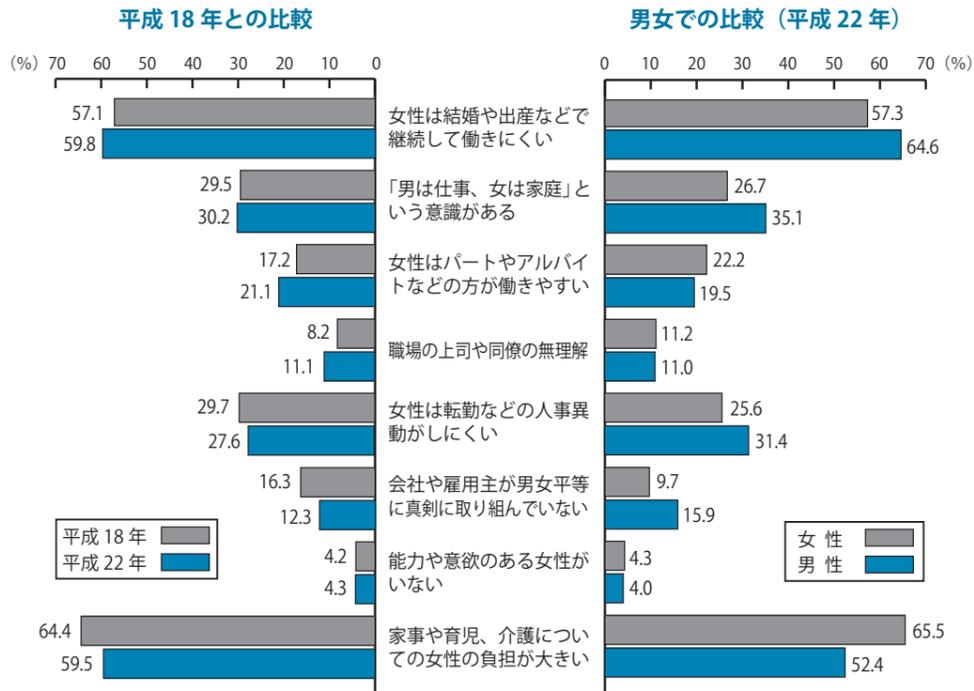
男女共同参画社会とは、お互いを認め合い、共に生きようとする、人権が尊重される社会です。この機会に、私たちの周りにおける男女のパートナーシップについて考えてみましょう。



認め合い と 男女が織り成す 笑みのまち

「長門市男女共同参画推進月間」啓発標語／木村ひろみさん（日置上茅刈）

■男女間に平等でない扱いがある理由（平成22年度市民アンケートから抜粋）



長門市の現状は？

市が平成22年度に行なった市民アンケートによると、平成18年度調査に比べて、男女の地位が「平等」と思う人の割合は7.8%

から10.1%に、「男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は52.9%から57.5%に増え、「平等」と思う人が増えている一方、「男性の方が優遇されている」と思う人も増加しています。

男女共同参画社会とは？

男女共同参画社会基本法第2条では「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

社会全体で考える意識を

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野に参画し、ともに責任を分かち合うことができる社会の実現のためには、私たち一人ひとりの取組が大切です。

近年、「女性の活躍促進」が声高に叫ばれていますが、男女が真に社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において平等に責任を担うようになるためには、女性のみならず、社会全体で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について考える必要があります。また、性別に関係なくお互いが協力し合える環境づくりを進めることで、個々が充実した生活を送ることができるようになるのではないのでしょうか。

■男女共同参画社会のイメージ図（内閣府男女共同参画局）

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

- 女性の方針・政策決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、男女が共に働きやすい職場環境が確保されることにより、個人の能力を最大限に発揮

家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによる、家族のパートナーシップの強化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことにより、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

- 男女が共に主体的に地域活動やボランティアなどに参画することによって、地域コミュニティが強化
- 地域の活性化、暮らしの改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女が共に夢や希望を実現

男女共同参画社会を 実現するために

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、市では平成21年3月に「長門市男女共同参画推進条例」を制定しました。また、毎年10月を「長門市男女共同参画推進月間」と定め、男女共同参画の意識啓発に努めています。

この機会に、個人だけでなく各企業や各団体などでも、男女共同参画社会について考え、男女問わず誰もが輝ける社会環境づくりを進めていきましょう。

長門市男女共同参画 審議会の委員募集

市では、男女共同参画社会の形成と推進に必要な事項の調査や審議を行うために設置した「男女共同参画審議会」の委員を募集します。

- 募集人員 2人程度
- 任期 2年（平成27年11月1日～平成29年10月31日）

- 応募資格 市内在住で応募時に満20歳以上の人

- 募集期間 10/1(木)～15(木)

- 申込方法 市役所本庁1階総合受付および各支所総合窓口課に備え付けの応募用紙に必要事項を記入のうえ提出

- ※ ファックス、メールでも可

- 決定方法 選考による

- 申し込み・問い合わせ 759-4192

- 申し込み・問い合わせ 759-4192

長門市東深川1339番地2
企画政策課企画調整係

TEL 23-11116

Fax 22-01335
Mail chosel@city.nagato.lg.jp